

○加古川市業務委託等に係る契約に関する事項の公表に関する事務取扱要綱

平成 25 年 3 月 21 日

総 務 部 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が執行する設計金額が 1 3 0 万円を超える工事に係る調査・設計を除く委託（以下「業務委託等」という。）に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の範囲)

第 2 条 この要綱により公表の対象とする業務委託等は、契約予定金額が 5 0 万円を超えるものとする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に係る業務委託等であつて市の行為を秘密にする必要があるものにあつては、この限りではない。

(競争入札に係る契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第 3 条 業務委託等の契約を競争入札の方法により締結するときは、契約締結の日から 10 日以内に次に掲げる事項を公表する。ただし、(10)は指名競争入札の場合に限る。

- (1) 主管課名
- (2) 名称
- (3) 概要
- (4) 履行期間
- (5) 入札日時
- (6) 入札業者名
- (7) 契約業者名
- (8) 契約金額
- (9) 契約日
- (10) 指名理由

(随意契約に係る契約の過程及び契約の内容に関する事項の公表)

第 4 条 業務委託等の契約を随意契約の方法により締結したときは、契約締結の日から 10 日以内に次に掲げる事項を公表する。

- (1) 主管課名
- (2) 名称
- (3) 概要
- (4) 履行期間
- (5) 契約業者名
- (6) 契約金額
- (7) 契約日
- (8) 契約の相手方を選定した理由

(変更契約に係る契約の内容に関する事項の公表)

第 5 条 業務委託等の変更契約を締結したときは、契約締結の日から 10 日以内に次に掲げる事項を公表する。

- (1) 主管課名
- (2) 名称
- (3) 概要
- (4) 履行期間
- (5) 契約業者名
- (6) 契約金額
- (7) 契約日

(8) 変更の理由

(公表事務)

第6条 この要綱に定める公表事項は、契約検査課においてとりまとめのうえ公表する。

- 2 予算主管課長は、業務委託等の契約を締結したときは、契約締結の日の翌日から7日以内に別に定める公表様式を契約検査課長に提出しなければならない。

(公表の方法)

第7条 この要綱に定める公表の方法は、契約検査課窓口での閲覧に供する方法とする。

ただし、第3条第1号、第2号及び第7号から第9号まで並びに第4条第1号、第2号及び第5号から第8号までに掲げる事項については、加古川市ホームページにおいても掲載することとする。

- 2 前項に規定する加古川市ホームページへの掲載については、月ごとにまとめて行うものとする。

(公表の期間)

第8条 この要綱に定める公表の期間は、契約検査課窓口の閲覧に供した日又は加古川市ホームページに掲載した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。